

(1)～(5)は、笛塔婆である。上端は圭頭を呈し、下端は(1)以外破損している。材は、スギ材の柾目である。(1)は、上端に左右二段の切り込みが深く入り、裏面に段がある。下端に釘孔状の孔が三ヵ所確認できる。表面の上半に梵字と蓮の絵、下半に文字三行が墨で書かれていると推定される。(2)～(5)は、上端に浅い切り込みが入り、表面に「空風火水地」を示す梵字と南無阿弥陀仏が墨で書かれている。なお、木簡の釈読にあたっては、山形大学の三上喜孝氏のご教示を得た。

9 関係文献

(財)山形県埋蔵文化財センター「服部遺跡・藤治屋敷遺跡第一次発掘調査報告書」(山形県埋蔵文化財センター発掘調査報告書一、二、三〇〇四年)

(高桑弘美)



秋田・古川堀反町遺跡

所在地 秋田市千秋明徳町一丁目

調査期間 二〇〇五年(平17)三月～七月

発掘機関 秋田県埋蔵文化財センター

調査担当者 山村 剛・菊池 晋ほか

遺跡の種類 武家屋敷跡

遺跡の年代 江戸時代

遺跡及び木簡出土遺構の概要

古川堀反町遺跡は、秋田市街地の中心部に位置し、久保田城外堀の西側にあたる。今回の調査は、秋田中央警察署改築事業に伴うもので、調査面積は一六九〇m²である。



(秋田)

遺跡の名称にもなった町名は、城下町建設期に堀替えをし、現在外堀となつた旧旭川(古川)沿いにあることに由来する。江戸時代を通じ、家老職小野岡氏や根本氏をはじめとした上・

中級藩士が生活をしていた。先に実施された東根小屋町遺跡や久保田城跡、藩校明徳館跡などの調査と同様に、湿地帯を埋め立て、造成を繰り返していくことが判明し、「御国替当座御城下絵図」(秋田県公文書館蔵) や、当時の文献史料を裏付けることになった。

検出遺構は、掘立柱建物・柱列・井戸・溝などである。遺物は、陶磁器・木製品・金属製品と多岐にわたる。木簡は、土坑SK八一四から五点、SK八一五から三点、SK六八三・八九四から各一点、柱列〇三P一から一点、江戸時代の造成土中から六点、計一七点出土した。およその時期は、遺構内出土のものが一八世紀後半から一九世紀中頃、造成土出土のものが一七世紀後半から一九世紀中頃と思われる。

8 木簡の釈文・内容

SK八一四

(1) 「小野岡大和様 三梨村」

・「小野岡大和様 三梨村」

・「小野岡大和様 三梨村」

220×45×8 011

(2) 「 残錢二貫文 同人分」

・助五郎様

」

(233)×210×2 019

(3) 「。川上嘉兵衛様御分粉米式斗入

寅□□□□毫斗入」

。「。上亀町 組代九郎左衛門

」

210×470×10 011

153×97×26 065

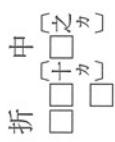
(4) 「□□□□」

SK八一五

〔□□□□〕

</

(10) . (左三巴紋) □



(99)×(26)×3 081

S A O II P II

(11) 「東ノ一」

157×35×25 011

造成土中

(12) 「糯米川井五郎兵衛様 原新田村 長左衛門」
御屋□□ 326×27×5 051

(13) 「□□□大町

○上町

長谷川

」

(14) ○ □ ○

91×37×7 011



(1)



(2)

(3)



(14)	□吉原□□	(158)×32×4 051
(15)	「□春て 候 □」	245×14×13 065
(16)	「嘉兵様」	径88×厚7 061
(17)	□□ □□	径(268)×厚12 061

- (1)は釘孔があり、付札の類か。「小野岡大和」は文政四年（一八二二）頃の城下町の様子を描いた『御城下絵図』には、遺跡と推定される地にこの人物の名が見える。また「三原新田村」は、現在の横手市陸成字三原である。(13)は上部と下部に釘孔があり、付札の類と思われる。「大町」は久保田城下の町人町で、現在も地名が残る。(14)は上部を破損する。下端を尖らせており、何かに挿し込む形態で使用された可能性がある。
- (15)は上下両端を臍状に加工し、全体を朱色で塗装しており、何かの部材であつたと思われる。(17)は蓋であり、半分は欠損している。
- (16)は上部が山形に削られているが、丸身を帯びる。下部が削られて尖つており、何かに挿し込む形態で使用された可能性がある。秋田や天保といった地名や年号が確認できる。(4)(5)(9)は樽や桶などの木製品の一部である。(10)は上部、両脇とも破損を受けており、文字の並びも不明である。(11)は上部に鋸化した釘が刺さり、下部は破損して失われている。建築材の一部か。
- (12)は釘孔があり、付札の類と思われる。寛文初年（一六六一）頃

の城下町の様子を描いた『御城下絵図』には、遺跡と推定される地にこの人物の名が見える。また「三原新田村」は、現在の横手市陸成字三原である。(13)は上部と下部に釘孔があり、付札の類と思われる。「大町」は久保田城下の町人町で、現在も地名が残る。(14)は上部を破損する。下端を尖らせており、何かに挿し込む形態で使用された可能性がある。

(15)は上下両端を臍状に加工し、全体を朱色で塗装しており、何かの部材であつたと思われる。(17)は蓋であり、半分は欠損している。

9 関係文献

秋田県教育委員会『古川堀反町遺跡』（秋田県文化財調査報告書四二五、一〇〇八年）

（山村 剛・菊池 晋（秋田県教育庁））